



2022年9月26日

各 位

会社名 株式会社 ニ ッ ソ ウ
代表者名 代表取締役社長 前田 浩
(コード番号：1444 東証グロース市場・名証ネクスト市場)
問合せ先 取締役 管理部長 北村 知之
(TEL. 03-3439-1671)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年10月25日開催予定の当社第34回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本年9月26日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、本年10月25日開催予定の当社第34回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が本年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - (ア) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - (イ) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - (ウ) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (エ) 上記の新設・削除に伴い、効力に関する経過措置を附則に設けるものであります。
- (3) 当社の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。
- (4) 議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人を明確にするため、現行定款第16条を変更するものであります。
- (5) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする規定の新設等を行うものであります。
- (6) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	本年10月25日（火）（予定）
定款変更の効力発生日	本年10月25日（火）（予定）

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 住宅リフォームの企画、請負	1. 住宅リフォームの企画、 <u>設計、施工</u>
2. 建設工事の <u>設計、施工監理、施工請負</u>	2. 建設工事の <u>企画、設計、施工</u>
(新設)	<u>3. 不動産の管理、賃貸、売買、仲介、売買受託、コンサルティング及び鑑定</u>
(新設)	<u>4. 産業廃棄物の収集運搬、処理及び処分</u>
(新設)	<u>5. 経営上必要と認める事業に対する投資</u>
(新設)	<u>6. 有価証券の取得、保有、投資及び運用</u>
3. (条文省略)	<u>7. (現行どおり)</u>
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. 会計監査人	<u>3. 会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	(削除)
第 7 条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	
第 8 条～第11条 (条文省略)	第 7 条～第10条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第15条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第11条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主又はその法定代理人は、<u>当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</u>この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>代表取締役は社長とし、必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</u></p> <p>第22条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、役付取締役若干名を定めることができる。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第24条～第26条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取締役に</u>対して発する。ただし、緊急の<u>必要があるときは、</u>この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第24条～第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議をもってこれを定める。</p>
<p>(取締役の責任免除及び責任限定契約)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である<u>者</u>を除く。）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結</p>	<p>(取締役の責任免除及び責任限定契約)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である<u>もの</u>を除く。）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の員数)</u> 第29条 当社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の選任)</u> 第30条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u> 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第33条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除及び責任限定契約)</u> <u>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>できる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第39条～第40条 (条文省略)	第34条～第35条 (現行どおり)
(報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	(報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第42条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
第7章 計 算	第7章 計 算
第43条 (条文省略)	第38条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めが</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日) 第44条 (条文省略) (新設) (新設)</p> <p><u>(中間配当)</u> 第45条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第46条 (条文省略) (新設) (新設) (新設)</p>	<p><u>ある場合を除き、取締役会の決議によつて定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第40条 (現行どおり) 2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年1月31日とする。</u> 3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 1 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第34回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によつて免除することができる。</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 第 2 条 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 2 <u>本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>